

第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	49,100円
第6段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第5段階以外の人	基準額×1.00	54,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	68,200円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満の人	基準額×1.50	81,900円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	95,500円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×1.90	103,700円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.00	109,200円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.10	114,600円

- ※**老齢福祉年金** 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ※**合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(地方税法に基づく)。
- ※保険料(年額)の100円未満は切り捨てです。
- ※年度途中で資格取得および喪失した人については、月割により保険料を計算します。
- ◆**問い合わせ先** 市役所介護高齢課(内線172～174)

もしものために・・・ 「安心安全カード」をつくりましょう!!

【安心安全カードとは?】

健康上に不安のある方、高齢の方や障がいのある方などが、緊急連絡先や既往歴などの情報をあらかじめ書いておき、外出先などで、災害や事故に遭ったり、急病などになった場合にお使いいただくカードです。

緊急時の速やかな対応が可能となります

もしものときの 弥富市 安心安全カード

ふりがな

名 前

住 所

生年月日(明・大・昭・平)

電 話

自宅以外の緊急連絡先[関係]

1

2

(男・女)

才

弥富市

年 月 日生

-

-

-

-

-

-

持病の有無(有・無)

持 病

かかりつけ病院・医院など

特記事項(伝えたいこと)

〈記入日 年 月 日〉

- ▼**配布場所** 介護高齢課、福祉課、十四山支所、鍋田支所、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里
- ▼**問い合わせ先** 市役所介護高齢課(内線173)、福祉課(内線164)

介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

◆介護保険料(年額)は8月中旬に通知します

介護保険料は本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などを基に段階別に計算します。
確定した保険料と、仮徴収の賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月中旬に送付します。

(年 額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した 平成26年度保険料	特別徴収 普通徴収	4月・6月・8月 第1期・第2期
		10月・12月・平成27年2月の3回 第3期・第4期・第5期・第6期の4回

◆保険料の納め方

- 特別徴収(年金からの天引き)……65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受けている方**
2か月おきに支払われる年金から、支払いごとに保険料が天引きされます(老齢福祉年金からは天引きされません)。
- 普通徴収(納付書、口座振替による納付)……特別徴収にならない方**
年度の途中で65歳になられた方や転入の方、または年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方など
納付書により、市役所または市が定める金融機関で納めてください。
※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。
- 年度途中で65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方**
当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます(年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は引き続き普通徴収となります)。

普通徴収の納期限(平成26年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
6月2日(月)	7月31日(木)	9月30日(火)	12月1日(月)	平成27年 2月2日(月)	平成27年 3月31日(火)

◆介護保険料(平成24年度～平成26年度) 基準額は年額54,600円(月額4,550円)です

介護保険料は、基準額をもとに12段階の区分で保険料を計算します。
市の介護サービスなどにかかる費用全体の約21%を65歳以上の方の保険料でまかないます。

所得段階	対 象 者	算定方法 (負担割合)	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.40	21,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.40	21,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.70	38,200円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第3段階以外の人	基準額×0.75	40,900円